

令和2年6月25日

【大久保委員】 私は、5月の知事専決の補正予算について質問したいと思います。

長崎県は本当に風雨災害が多いわけですが、今、ちょうどまさに梅雨時ということでありまして、避難所における感染症の予防対策あるいは拡大防止対策ということで計上されておりますが、こういった資機材なのかということをお示しいただければと思います。

【近藤危機管理課長】 今回、5月専決事業で備蓄の資機材の予算化をいたしましたものにつきましては、補足説明資料2に書いてあるとおりでございまして、世帯間に設置する間仕切り（パーティション）、そして段ボールベッド、換気に必要な装置や、停電対策のための発電機、扇風機、空調関係で暑さ寒さ対策としてスポットクーラーとストーブ、以上でございます。

【大久保委員】 そして、この資機材備蓄の根拠というのがここには書いてありますが、学校の体育館を想定した備蓄はされていないものということは、こういったものの整備か分かりますか。

【近藤危機管理課長】 空調設備が整っていない学校の体育館ということで、小中学校の体育館で概ね500か所ございましたので、その500か所分を整備する、その中で、県として補完的に市町の支援をするために10%ほど余分に県が持つておこうというのが地域防災計画に記載されておりますので、その10%分で50か所分という計算でございます。

【大久保委員】 それから、今、数のことも言われましたけれども、数量の根拠ということで、まさに地域防災計画にのっかってでしょうけれども、この数量の根拠が、これで十分なのかというところをもう少し詳しく説明していただければ

と思います。

【近藤危機管理課長】 まず、間仕切りのパーティション、そして段ボールベッドのところでございますけれども、補足説明資料の3のところに書いてございますが、県内最大の避難を想定し、地震時のアセスの中で計算したものが、県内で最大5万人ぐらいということでした。地域防災計画上、避難をする人の5%程度は備蓄をしておこうとしておりましたので、その5%を市町が備蓄をすると、2,500人分ということです。その分の10%分を県が市町の補完分という形で備蓄にしますので、250人分の段ボールベッドを県が備蓄いたします。また、1世帯約2人として、そのうちの半分の125世帯分を世帯間で仕切るため、125世帯分のパーティションとするのが根拠でございます。次に、発電機、扇風機、クーラー、ストーブのところですが、先ほど申し上げました小中学校体育館500か所、その10%分50か所分を県が補完的に備蓄準備するため、発電機は各所1つ、そして扇風機、クーラー、ストーブは、大きな体育館を想定して1つの体育館で4基ほど置くという想定で、4倍の200台というような形でございます。

【大久保委員】 この資機材の避難者の数の想定は大体理解できました。ところが、そういう避難所に対する資機材となった時に、例えば、従来の自然災害の避難に加えて感染症の対策となった時には、当然、避難者の距離を保つために、避難所当たりに避難される方の数がもちろん減りますから、その分、余計避難所の数が要ということになります。そこらあたりは勘案されているのですか。

【近藤危機管理課長】 本県で災害対策本部を開くような甚大な災害というのは過去5年間起こ

ってはいませんが、一番大きな台風で、その時の県内の避難所の開設数そのものが230ぐらいございました。今回、3密対策を取るということで、いつもの2倍は開設する必要があるだろうと想定し、その2倍でも500に満たないということでもありますので、県として準備する根拠としては、500台分の10%あれば、ある程度足りるという想定の下で整備をしたところなんです。

【大久保委員】今回は、資機材の備蓄という予算で4,000万円ということでもありますけれども、今、心配になったのは、そういうふうにして1避難所当たりの避難者の数が減ると、当然避難所の数が増えますので、最大の危機を想定した時に、県内の各自治体が、それだけの避難所確保がきちっとできているのかというところも含めて情報を頂ければと思いますが、どんなでしょうか。

【近藤危機管理課長】避難所開設というのは市町の一義的な役割でございまして、今、県下に1,668か所の避難所が指定されております。ただ、現在は、先ほども申し上げましたように、避難所を全部開設するというようなことではなく、段階的に災害に応じて広く開設をしていくというような市町の取扱いになっております。そこを今回は、最初から数多くの避難所を開けてくれという形で市町に依頼しているところでございます。市町にも確認はしております新たに指定避難所を増やすというような動きはなく、今の避難所で対応すること、そして分散避難をお願いすることで何とか対応ができるのではないかと聞いているところでございます。

【大久保委員】そうしたら、仮の話ですけども、この県内1,668か所で、最悪を想定して、もし足りない時というのは、そこのシミュ

レーションというのは余り必要ないのかどうか教えてください。

【近藤危機管理課長】今、市町にお願いをしておりますのは、体育館を開けた場合に、学校があるから教室までは開けてなかったということのようですが、熱がある方や配慮を要する方とか、万一、その方を別のところに避難させる必要があるということも想定して、できれば教室も開けてほしいとお願いしているのが1つ、そして、先ほども申し上げました分散避難の中身として、災害の時には、難を避けるという趣旨で、安全なところにいる方は避難をする必要がないため、自宅にとどまることに加え、親戚や知人のお宅に避難をしていただく、そして旅館、ホテルの活用も含めて、分散的に、1か所に重ならないような対応をお願いしているというところでございます。

令和2年6月29日

【大久保委員】私は、まず、第103号議案「県税条例の一部改正」ということで、イベント自粛時のチケット払戻請求権放棄とか、自動車税とか、不動産取得税とかありますけれども、イベントのチケットの払戻請求権放棄というのは、最近、文化庁、スポーツ庁から出てきたんでしようけれども、自粛期間は大体終わって、2月、3月、4月、5月、6月ですから、もう既に払い戻しを受けた人もおられると思います。このことによって、減免効果でしょうから、どれぐらい県税に穴があくのか。それから、例えば、イベント自粛時のチケットの払い戻しを放棄された方にとってどれぐらい減税効果があるのかということと、今言いましたように、この3つのことによって、どれぐらい県税として税収に穴があくのかということをお示しいただきたいと思います。

【原税務課長】ただいま、委員からご質問がありましたチケットの払い戻しの放棄に関する税制ですけれども、この分につきましては、新型コロナウイルス感染症で中止されたコンサートとか、あるいは文化芸術とか、そういったイベントでチケットを購入されていた方が、結局、中止となったために、通常であれば払い戻しをすると思うんですけれども、主催者を応援したいという気持ちで払い戻しをされない方がいらっしゃった場合に、その払い戻しされなかった金額を寄附と見なすというふうな税制になっております。具体的に例を出して申しますと、チケット代金が1万円で、税額控除の場合、まず、2,000円というのはどうしても控除できない部分がございますので、1万円から2,000円を引いた分に所得税で40%、住民税で10%の軽減になりますので、トータルで1万円

のチケットを払い戻しされずに寄附をされた場合は、その方について4,000円の減税になると思っております。今現在、長崎県内で予定されておりました公演、イベントで、文化庁、スポーツ庁から指定を受けておりますのが、今、4団体ぐらいございます。「劇団四季」とか、そういったところになりますので、どのくらい減税になるのかがちょっと計算ができない部分になっておりますが、そこまで大きくないかと思っております。県に与える影響としましては、先ほど申しました4,000円のうちの320円ぐらいが県民税に係る影響になってくるかと思っております。この分につきましては、何千人、何万人いらっしゃったら、それだけ金額が大きくなりますけれども、その分については交付税措置がされるものと思っております。

【大久保委員】これは県に申し上げてもあれですけど、もう大分時期がたっていますので、文化であれ、スポーツであれ、イベントをされる方の損失というのは結構大きくて、それがなかなか今までの助成制度のメニューに乗らないというケースが多くて困ったなということだったんですけど、早くこれを大きく告知をしていただいて、購入された方が寄附をすることによってイベントを開催される側の損失も少なくなるし、また、寄附をされた方も、そういうふうな減税の効果があるということで、さらに県としても税収が減った分は交付税の措置をされるということでもありますから、大いにPRをしていただきたいと思います。それから、不動産取得税の条例改正案ですけれども、都市再生緊急整備地域を内閣府が指定するというふうになっておりますが、これはどういうものを対象にしていますか。

【原税務課長】この都市再生緊急整備地域の主

な内容ですけれども、地域の活性化等を図るために、いろいろな支援措置を行えるよう整備地域を指定するという事になっております。

その支援の内容ですけれども、法制上の支援措置で規制の緩和、あるいは財政支援で金融支援とか税制支援、税制支援の中で県税でありましたら不動産取得税、市町村税でありましたら固定資産税、都市計画税の優遇が受けられる措置となっております。

【大久保委員】今回、第103号の議案の中にある県税条例の一部改正ということで、不動産取得税、これは県税ですよ。そして、この中に内閣府が指定する都市再生緊急整備地域というのがありまして、そこにおける不動産の取得に対する取得税の減免措置ということですから、だから、この都市再生緊急整備地域というのは、どういうところを対象にしていますかという質問です。わかりませんか。

【原税務課長】現在、予定されております地域が、今年の夏から秋にかけて長崎市の中心部において、長崎駅周辺とか、ターミナル周辺とか、あと、まちなか、市民会館周辺とか、そういったところを中心に指定がなされる予定です。

【大久保委員】そしたら、この夏から秋にかけて予定されていると、これは県都長崎市に限りということなんですね。そうすると、例えば、政府がそういうふう指定をした意図とか、それから、長崎県にとって、じゃ、不動産取得税を軽減することによって予定されている地域がどれくらい活性化するのか、あるいは不動産取得税を減免することによって、これは県税収入ですから、穴があいた時にどういうふうにして補填するのかということの計画は、もちろん税務課でされていると思うので質問したんですけ

ど、そこらあたりはどうですか。先のことでしょうけど、大体の描いている姿というのは。

【原税務課長】エリアの指定になっておりまして、その中に事業認定を受けた施設が建った場合に、その分の不動産取得税の減免という措置になりますので、今現在、事業規模ということがはっきりしておりませんので、今の段階で、どの程度ということは申し上げられないんですけども、今回の条例におきまして、例えば、本来であれば1億円の不動産取得税が課されるという場合に20%の軽減という形になっております。

【大久保委員】長崎県全体が、これから新しい時代に向けて、もちろん新幹線も長崎市だけではございませんので、県土の開発ということで、当然港湾となるところは佐世保もしかり、いろんな離島地域もありますので、意図するところがいまいち、県都長崎に限るということ、しかも、県民というよりも、開発をする事業者向けのこういう措置なのかなという理解でいいのかなと思います。それからもう一つ、これは知事専決の県税条例の改正の部分ですけれども、電気供給業について改正が行われているということで、ここが資本金1億円超の法人と1億円以下の法人に分けてあるところのご説明と、それから、改正前と改正後に単純に足すと非常な増税に見えるようにとれるんですけども、その辺の意図するものは何かということをご説明いただきたいと思います。

【原税務課長】専決分の法人事業税の改正の部分ですけれども、通常の法人は所得課税で収入から経費を引いた部分の所得に課税することになっておるんですけども、電気・ガス供給業に関しましては、大規模施設を有しておりまして、多大な行政サービスを受託しているに

もかかわらず、税額が少額となってしまう場合があって応益課税に矛盾するというふうな理由で、1949年度から収入金額課税が取られておりました。それに対しまして、2016年頃から電力の小売り全面自由化が図られておまして、業界とか経産省の方から、既に収入金課税の根拠は失われているので、公平性の観点からは是正が必要ということで常に要望が出されておまして、今回、一部、業界の方の要望を通した形になっております。

税率だけ出せばプラスに見えるんですけども、実際のところは、それぞれ計算したところ、そのままのベースでいけば変わらないような形になっております。ただ、資本金1億円超はそうですけども、資本金1億円以下の部分の所得割につきましては、所得が生じなかった場合、赤字になった場合というのは、純粹にその分が減額になってくるのかと思っております。

【大久保委員】 そうしますと、資本金1億円超というのは、これは大手の電力会社を指すのかなと思っておまして、資本金1億円以下の法人というのは、県内にどれぐらいあるんでしょうか、わかりましたら。

【原税務課長】 この改正が発電事業と小売電気事業の部分に限っておりますので、その部分の法人ということになります。申し訳ございません、法人数については、ちょっと持ち合わせておりません。

【大久保委員】 せっかく条例案が出ていますので、これは財務にも関係してきますので、県内にどれぐらい、この資本金1億円以下の電力供給業の事業者があって、この税制改正によってどれぐらい税収に変化があるかということぐらいはやっぱり把握しておかないと。また、意図するものは、小規模、中規模の電力事業者を育

てようという県の方針でしているのか、いやいや、もういいと、大手だけで十分と思っているのか。そういうところは大きな県のビジョンに関係してきますので、そこらあたりを問おうと思いましたが、後日でも構いませんから資料をいただければと思います。